

「太陽光発電における自然環境配慮の手引き（案）」に対する  
意見募集の結果について

令和8年3月31日（火）

環境省自然環境局自然環境計画課

1. 概要

「太陽光発電における自然環境配慮の手引き（案）」について、以下のとおり意見募集（パブリックコメント）を実施した。

- （1）意見募集期間：令和8年2月20日（金）～同年3月5日（木）
- （2）実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、環境省ホームページ
- （3）意見提出方法：e-Govの意見提出フォーム、郵送

2. 意見募集の集計結果

意見提出のあった個人・団体の数は22（※）であり、のべ意見数は86件（※）であった。その内訳については次の通り。

※意見募集要領の条件を満たした有効意見に限る。

（1）意見提出者の内訳

e-Gov	22
郵送	0
合計	22

(2) 項目別の意見件数

意見提出箇所	意見数
手引き	
1. 本手引きについて	4
2. 自然環境への配慮の必要性と基本的な考え方	6
3. 自然環境への配慮の進め方	3 2
4. 自然環境の保全と両立した取組の進め方	2
参考資料	1
	計 4 5
チェックシート	
チェックシート	9
フロー図	4
	計 1 3
そのほか	
周知	1
法的整備	1 3
適切な廃棄・リサイクルの確保	4
	計 1 8
合計	7 6

3. お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する考え方  
別紙のとおり

## お寄せ頂いたご意見の概要とご意見に対する考え方

別紙

※ご意見の全体像が分かるように、ご意見の要素を抽出し、整理しております。

※ご意見の概要に記載された内容は、基本的に頂いたご意見から抜粋・要約したのですが、明らかな誤字や変換ミスについては修正しております。

※下記に該当する内容については公表いたしません。

- ・「太陽光発電における自然環境配慮の手引き(案)」の内容と無関係なもの
- ・特定の個人・法人等が識別され得るもの
- ・個人・法人・事業等の権利利益を害するおそれがあるもの
- ・個人・法人・事業等の誹謗中傷に該当するもの
- ・事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当するもの
- ・記載された情報が虚偽であると判明したもの

※本表において、「本手引き」は「太陽光発電における自然環境配慮の手引き(案)」を指しております。「チェックシート」は「太陽光発電における自然環境配慮の手引き チェックシート(案)」を指しております。

※本表におけるページ及び行は、特に記載のない限り、意見募集時の案のものを指しております。

手引き		
1. 本手引きについて		
1.1 手引きの目的と対象		
No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	環境配慮の重要性を周知する方針自体には一定の理解を示すものの、既に全国各地で深刻な被害が発生している現状において、法的な強制力を持たない「自主的な取組の促進」に留まる内容では不十分。実効性担保のための義務化や法規制化への早期移行を強く要望する。例えば、本手引きに付属するチェックシートについて、事業開始前の提出を義務化する、あるいは提出を各種許認可や固定価格買取制度の認定要件と紐づけるといった、事業者が無視できない制度設計への転換が必要。また、本手引きの内容に著しく違反し、自然環境や地域社会に重大な損害を与えた事業者に対しては、厳正な指導や認定取り消しを含めたペナルティを課す方針を明記すべき。	本手引きは、環境影響評価法や環境影響評価条例の対象とならない規模の太陽光発電設備の設置・運用に際して、発電事業者等による自主的な自然環境配慮の取組の実践を促す目的で作成しているものです。なお、政府では、「不適切事案に対する法的規制の強化等」、「地域の取組との連携強化」及び「地域共生型への支援の重点化」の3つの柱からなる「大規模太陽光発電事業(メガソーラー)に関する対策パッケージ」(以下「対策パッケージ」)を令和7年12月23日に取りまとめました。対策パッケージには、「関係法令の適切な運用等」や「屋根設置等の地域共生が図られた導入支援への重点化」等の施策が含まれています。
2	「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」(以下「環境配慮ガイドライン」)は事業者の認知不足により形骸化しており、今回内容を精緻化しても、事業者が認知しない、形だけの運用では意味がない。実効性を高めるため、自治体の条例や許認可手続とガイドラインを強く連動させ、事業者が必ず内容を把握し遵守せざるを得ない仕組み(受領証の発行、不備時の是正指導の明確化など)の構築を強く求める。	
3	太陽光発電は平地開発ではなく、建物の屋根や屋上への設置を優先すべき。また、自然環境への配慮を求める手引きは、太陽光発電だけでなく、風力発電など他の再生可能エネルギー施設にも適用すべき。	
4	P7 27～30行目 環境配慮ガイドラインの具体的な対象の記載があるが、本手引きは説明が少なく違いがわからない。その後の最新情報も加え、さらに、最近の地球温暖化対策で、発電時にはCO <sub>2</sub> を発生しない原子力発電を推進する力が強まったため、それを牽制して、本来の再生エネルギーを拡大するための一環であることを追記すべき。	本手引きにおける太陽光発電設備の対象規模等について、ご意見を踏まえて、以下のとおり修正します。なお、本手引きはP2「1.1手引きの目的と対象」に記載のとおり、気候変動対策と生物多様性保全を共に推進する必要があることを背景として作成しているものです。 「本手引きが対象とする太陽光発電設備は、環境影響評価法及び環境影響評価条例の対象とならない規模で、アスファルトやコンクリート等による既設の人工被覆地以外の土地や、水面に設置されるものです。」
2. 自然環境への配慮の必要性と基本的な考え方		
2.1 自然環境への配慮の必要性とメリット		
2.1.1 太陽光発電事業が自然環境に及ぼし得る負の影響と正の効果		
No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
5	P4 脚注 「ビオトープ」の説明について、「ビオトープとは、本来その地域にすむ野生生物が生息・生育する空間のことをいう。」と修正すべき。 ビオトープは、今日まで残されてきた又は守られてきた空間(池沼・湿地・草原など)も含まれる。むしろ、それら自然の湿地等の空間こそがビオトープであり、復元された湿地等もビオトープと言える、との整理が正しい。  (参考) ・巖佐庸・松本忠夫・菊沢喜八郎・日本生態学会編集「生態学事典」P477「ビオトープbiotope」 ・沼田眞(編集)「生態学辞典 増補改訂版」P312「バイオトープ(biotope)」	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  「ビオトープとは、失われた生態系を復元し、本来その地域にすむ野生生物が生息できるようにした空間(生物生息空間)のことをいう。」 → 「ビオトープとは、本来その地域にすむ動植物が生息・生育できるような環境条件を備えた空間(生物生息空間)のことをいう。」
6	P5 上段にある4枚のイメージ図のうち自然配慮型の1枚は、パネルの間隔を空けてパネル間に在来植物を生育させているようなイメージのものを入れるべき。現行のイメージ図だと、敷地の一部に緑地を残せばよいように見える。	ご意見を踏まえて、イメージ図のパネル間隔や植生の表現を修正します。
2.1.2 自然環境への配慮は円滑な合意形成や地域との共生につながる		
No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
7	今回の資料には生態系に配慮した事例が数多くあるが、その反対側はないのか。両方の事例がある方が望ましい。	自然環境への配慮が不十分なことにより負の影響が生じたことがデータとともに示されている公開事例は確認できず、本手引きで取り上げることが難しいことから、P5の「2.1.1 自然環境への配慮の必要性とメリット」において、「自然環境に負の影響を及ぼす太陽光発電事業(イメージ)」を示しています。
8	工事着工前に事業中止に至った事例がある旨の記載があるが、なぜ事業計画の見直し等を求める意見が出されたのか、内容を追加すべき。	原案通りとします。事業計画の見直し等を求める意見が出された背景として、希少種を含む動植物への影響について懸念が示されたものの、事業者によって事前調査の実施や影響を回避・低減するための対策の検討が十分になされなかった旨を、既に記載しているところです。

2.2 自然環境への配慮を検討するに当たっての基本的な考え方

2.2.1 配慮すべき自然環境とは(重要な動植物、その生息・生育地、貴重な生態系等)

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
9	貴重な動植物の分類名を明確にすべき。クモ類、貝類、非維管束植物(コケ、藻類)などは分類が難しいのか、調査していない事例があり、こうしたことがないよう、太陽光発電でも、丁寧に環境調査を行なえるようにすべき。	配慮すべき重要な動植物の分類群は、事業候補地及びその周辺の地域特性等によって異なると考えられるため、原案通りとします。
10	重要種(天然記念物、種の保存法での指定種、レッドリスト対象種、条例等での保全目的の指定種など)に指定されていない一般的な種であっても、その生態系のバランスを保つ上で重要な役割を果たしているキーストーン種となる種が、開発地によって存在する可能性がある。ある一定以上の大規模設備(例えば、1000kW以上など)については、重要種以外の種に対しても検討を促すべき(あるいは、重要種以外で配慮すべき種がいるか専門家に確認するよう促すべき)。	「2.2.1 配慮すべき自然環境とは(重要な動植物、その生息・生育地、貴重な生態系等)」には、法令等に基づき指定・選定されている種以外にも、学術上又は希少性等の観点から地域で重要とされている種や個体群が存在する可能性がある旨を記載しています。また、重要な動植物以外で配慮すべき種がいる場合には、「3.2影響の確認、対策の必要性の検討」の2-2に掲げる地域とのコミュニケーションの過程で関連情報の提供を受けることが想定されます。以上より、原案通りとします。

3. 自然環境への配慮の進め方

3.1 市町村や都道府県等への事前相談

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
11	事業者が自治体へ助言や情報提供を求める事項例として、「重要な動植物や貴重な生態系等に関する情報」「それらに詳しい有識者・専門家」を挙げているが、自治体側も網羅的に把握しているわけではなく、十分な対応が困難と想定される。このような場合の対応をお示しいただきたい。	「3.2 影響の確認、対策の必要性の検討」に重要な動植物や貴重な生態系等に関する情報の収集方法を記載しており、事業者のほか、自治体や地域住民の方等でもご活用いただけます。 具体的には、「重要な動植物や貴重な生態系等に関する情報」は、P16コラム「自然環境に関する公開情報」に記載するEADASや見える化システム等、「それらに詳しい有識者・専門家」については、P17コラム「地域の自然環境に詳しい専門家を見つけるには」に記載する地域生物多様性増進活動支援センターへの問合せが挙げられます。 また、このほかの有識者・専門家情報の収集手段として、P17コラム「地域の自然環境に詳しい専門家を見つけるには」に、以下のとおり追記します。  「このほか、国立科学博物館が運営するサイエンスミュージアムネットでは、自然史系の博物館・研究機関の研究員・学芸員の情報が検索できます。」

3.2 影響の確認、対策の必要性の検討

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
12	P14 23行目 大規模な太陽光発電所については、対策の必要性を検討するため、専門家への相談を必須と記載すべき。 本手引きの説明の仕方では、専門家への相談は果たして条件に該当した後なのか、最初から相談すべきかの前後関係が不明瞭。 特に重要種に関する生息情報は、密猟対策として研究者・専門家等でも秘匿情報として一般に公開していないケースも多い。また、EADAS等のツールは過去の一般調査等をベースとしているため、現在の具体的な事業立地を検討する地理情報レベルの精度で重要種の生息状況を反映できていないと想定される。このことから大規模事業(MW以上など)などリスクが高い事業に対しては、当初より専門家に相談し、EADAS等だけで対策の必要性を自己判断しないよう強く促すべき。	本手引きは環境配慮ガイドラインの補遺との位置づけのため、同ガイドラインに合わせ、2-1又は2-2のいずれか又は両方に該当する場合に限って専門家に相談することを必須とする構成のままとします。 2-2において専門家に言及がありますが、これは「3.1市町村や都道府県等への事前相談」を含む地域とのコミュニケーションを指します。このことがよりわかりやすいよう、以下のとおり修正します。  「事業区域の候補地及びその周辺が、上記のウェブマップ等を含む国や地方公共団体の資料において、又は地域とのコミュニケーションにおいて、重要な動植物の生息・生育地や貴重な生態系等であるとの情報があつた場合や、配慮を求められた場合は、対策の必要性について、地域の有識者やコンサルタントなど、事業区域の候補地及びその周辺の自然環境の状況に詳しい複数の専門家への相談が必要です。」 → 「上記のウェブマップ等を含む国や地方公共団体の資料において、又は前項の「3.1市町村や都道府県等への事前相談」を含む地域とのコミュニケーションの過程で、事業区域の候補地及びその周辺が、重要な動植物の生息・生育地や貴重な生態系等であるとの情報があつた場合や、(後略)」
13	本手引きではEADASや「生物多様性見える化マップ」の活用、地域のゾーニング情報の参照が促されており、地域特性への一定の配慮は認められる。しかし、地域ごとに保全優先度の高い生態系を特定し、それに応じた評価手法を選択するための具体的な方法論は十分に示されていない。地域の生態系特性に応じた判断基準の例示を求めます。	保全優先度の高い生態系や評価手法は地域ごとに異なることから個別判断が必要であると考えられることから、原案通りとします。
14	P14 2-2「市町村や都道府県、専門家からの情報提供があつた」について、情報は積極的に求めるべきことから、「(前略)貴重な生態系等に関する情報提供を求めた」と修正すべき。	ご意見を踏まえ、以下のとおり下線部分を修正します。  「(前略)地域の自然環境の状況に詳しい専門家等から、事業区域の候補地及びその周辺における重要な動植物の生息・生育地や貴重な生態系等に関する情報の提供があつた。」 → 「(前略)地域の自然環境の状況に詳しい専門家等に、事業区域の候補地及びその周辺における重要な動植物の生息・生育地や貴重な生態系等に関する情報を求め、関連情報の提供を受けた。」
15	本手引きでは複数の専門家への相談が求められているが、専門家の選定や関与の方法は事業者の裁量に委ねられており、調査範囲や評価手法が事業推進側の意向に左右されるおそれがある。専門家の独立性要件を明示するとともに、一定規模以上の案件については自治体による確認プロセスを制度上明確に位置づけることを求める。	本手引きは、発電事業者等による自主的な自然環境配慮の取組の実践を促す目的で作成しているものです。なお、専門家に関しては、「3.1市町村や都道府県等への事前相談」の1-2における市町村や都道府県等に助言や情報提供を求める事項の例として有識者・専門家についても挙げるとともに、「3.2影響の確認、対策の必要性の検討」において「地域の自然環境に詳しい専門家を見つけるには」と題するコラムも設けているところです。

3.3 事業段階別の対策の検討

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
16	事前アセスが行われていない事業でのリプレース案件については、リプレースのための工事が始まる前に一定期間(3年など)でパネルが1枚もない状況を作り出し、どのような自然環境が戻ってきそうか確認してからリプレースすることで、どのような自然が失われたか予想し、リプレース前より後の方がネットゲインできたかなどが分かるようになると思う。そこで、上述のようにリプレース前に自然環境の復元状況を把握することを推奨する文章を追加すべき。 ただし、今度のアセス法改正でリプレース案件についても扱われるが、そこで上記のようなことが書かれるのであれば、改正アセス法で参考になる部分がどこかをこの手引きでは示せばよいとも考える。	太陽光発電設備のリプレースの形態については様々なものが想定され、必ずしも架台等も含めて全ての設備が撤去されるとは限らないこと、また、リプレース前の土地利用形態も様々なものが想定されることから、一律に自然環境の復元状況の把握を推奨することは困難であるため、原案通りとします。なお、リプレース案件の場合でも、環境影響評価法の対象となれば、事業者は環境影響評価手続を適切に進める必要があります。
17	本手引きでは主要な対策の多くが「一定規模以上(おおむね出力50kW以上)」を対象としており、小規模事業における対策が手薄となっている。小規模事業であっても生態系への影響が生じ得ることを踏まえ、規模に応じた対策の在り方についても検討を求める。 再生可能エネルギーの推進と自然環境の保全は、本来相反するものではない。地域の信頼を得るためにも、現場の実態を踏まえた具体的なかつ実効性ある制度設計を強く要望する。	No1のとおり、本手引きは、環境影響評価法や環境影響評価条例の対象とならないより規模の小さい太陽光発電事業の実施に際して、発電事業者等による自主的な自然環境配慮の取組の実践を促す目的で作成しているものです。 「2.2.4 事業規模により実施可能な取組は異なる」にも記載のとおり、事業規模によって実施できる自然環境への配慮のための取組は異なり、例えば、事業規模が小さい場合には事業区域の一部に保全エリアを設ける等の対応は困難と考えられます。この点を踏まえて検討すべき対策やその具体例を選定しています。

I. 立地選定段階

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
18	I-2やI-3を採用する場合、動植物の生息・生育地や貴重な生態系等を適切に保全することを第一として、環境保全措置をとるべき。動植物について対策さえすればいいという考えに陥らないようにしてください。	I-2やI-3を採用する場合、「II. 設計段階」以降の対策の検討により、必要な環境保全措置がなされるよう促しています。
19	「事業候補地について、自治体や専門家とよく相談し、それらの場所を回避することを含めて対策を検討・実施することが重要」とあるが、自治体と専門家だけでは十分な対応が困難であることから、地方環境事務所にも相談していただきたい。	「3.1 市町村や都道府県等への事前相談」の解説において、「状況によっては国の地方支分部局への訪問も必要になる場合があります。」と記載しており、ご指摘の箇所の記述の「市町村や都道府県、専門家等」には、地方環境事務所等の国の地方支分部局も含まれます。
20	立地選定では貴重な生態系等がある場合には、事業区域とはしないことを強調すべき。「対策により期待される効果が高い順に上から記載しており、この順に検討してください」という記載をより強調して、「この順に検討しなければいけません。さもないと、立地選定段階の失敗が大きな混乱を引き起こし、事業者の責任問題となります。」などと修正すべき。	「I. 立地選定段階」では、解説文にも以下のとおり記載し、太字・下線で強調するなど、立地選定では貴重な生態系等がある場合には、事業区域とはしないことを繰り返し強調していることから、原案通りとします。 <b>「事業候補地に、重要な動植物の生息・生育地及び貴重な生態系等がある場合には、事業区域とはしない(I-1)ことが優先的に検討されるべき対策となります。」</b>
21	P19 5行目および17行目「地理的な制約等から代替の候補地がない場合」の旨の記載は削除すべき。事業者が「地理的な制約があっても他に候補地はない」と理由付けをして、重要な動植物等の生息地での立地選定を回避する行動を取らなくなるおそれがある。	ご意見を踏まえて、「技術的又は地理的な制約等から代替の事業候補地がない場合」の旨の記載2箇所を削除し、「他の事業候補地に比べて影響が限定的である場合」のみの例示とします。
22	P19 環境紛争の回避には、専門家への相談など地域の情報収集と配慮が不可欠であるため、「対策」の内容について賛同する。この相談が確実に行われるよう、表に「I-1 地域の自然環境に詳しい複数の専門家への相談」を加えるべき。	専門家への相談についてはご指摘の箇所より前の「3.3事業段階別の対策の検討」の冒頭で、3.3全体にかかる内容として以下の通り記載しているため、原案通りとします。 「重要な動植物や貴重な生態系等の保全のための対策を講じる際には、生息・生育している動植物や地形・地質など地域の自然環境の特性についての専門的な知見が必要です。地域の有識者やコンサルタントなど、事業区域やその候補地、それらの周辺の自然環境に詳しい複数の専門家に相談の上で、適切な対策を講じてください。」
23	太陽光発電施設の立地および設計基準において、物理的な斜面安定性の評価と、地中浸透水を含む多段階の排水計画を義務化することを強く求める。本件は住民の生命・安全に直結する「人災」のリスクに係る問題であり、行政の迅速な対応が不可欠。 専門家や報道により指摘される災害リスクを放置したままの導入促進は、地域住民の生存権を脅かすため、本手引きには、表面流だけでなく内部浸透流を分離した排水設計や、ICTを活用した斜面モニタリングなど、最悪の事態を想定した実効性のある防災基準を即座に反映させるべき。	No1のとおり、本手引きは、環境影響評価法や環境影響評価条例の対象とならないより規模の小さい太陽光発電事業の実施に際して、発電事業者等による自主的な自然環境(動物・植物・生態系)配慮の取組の実践を促す目的で作成しているものです。
24	大規模太陽光発電事業の立地選定および設計段階において、外部の専門家による第三者科学的検証を実施する旨を明示すべき。 大規模な斜面開発では、従来の評価だけでは地形変化が水文特性や斜面安定性に及ぼす影響を十分に把握できないという専門家の指摘がある。豪雨時の保水力変化や地下水動態などは机上計算だけでは評価が難しく、現地条件を踏まえた専門的判断が不可欠である。そのため、事業者の自主評価だけでなく、防災・水文・地盤の専門家による独立した技術確認や必要に応じた現地調査を手引き上で明確化すべき。これにより、評価の透明性と客観性が高まり、住民の信頼確保と再エネ事業の持続的な推進につながると思う。	No1のとおり、本手引きは、環境影響評価法や環境影響評価条例の対象とならないより規模の小さい太陽光発電事業の実施に際して、発電事業者等による自主的な自然環境(動物・植物・生態系)配慮の取組の実践を促す目的で作成しているもののため、原案通りとします。
25	大規模太陽光発電設備の立地選定にあたり、流域単位での水文特性および地形・地質条件を考慮する旨を明示すべき。 水害リスクは流域全体の地形・土地利用・保水機能を踏まえて評価すべきこと、従来想定を超える降雨条件下での地盤不安定化リスク、地形変化や植生変化が浸透特性や斜面安定性に影響を及ぼすことが示されていることを踏まえ、立地選定段階で「流域単位での水文条件の把握」「想定最大規模降雨に基づく地形・地質評価」「土砂災害警戒区域・浸水想定区域との重ね合わせによるリスク確認」を明確に位置づけるべき。	

II. 設計段階

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
26	大規模開発による森林伐採や造成などによる森林破壊、野生動物の貴重な生息地の分断や喪失の懸念がある。また、土砂流出を招く災害のリスクやパネルによる景観悪化も考えられる。事前調査の徹底策として、本手引きに基づき、太陽光発電設置の計画段階で重要な生態系がないか事前調査を行い、保全区域を設定させるようにすべき。また、地域住民や自然環境の専門家が計画策定に加わり、生物多様性に配慮した事業計画を策定する体制づくりを進めるべき。	「II. 設計段階」の対策「II-1 重要な動植物の生息・生育地及び貴重な生態系等を緑地や水面等として残し、発電設備を配置しない」として、重要な動植物の生息・生育地の回避の検討を促しています。また、「3.3 事業段階別の対策の検討」冒頭では、事業候補地およびその周辺の自然環境に詳しい複数の専門家に相談の上で適切な対策を講じるよう記載するほか、「IV. 運用・管理段階」では対策の具体例「IV-③ 地域団体等と連携した保全活動」として、地域と協働した保全活動の実施を推奨しています。
27	P20 表内の対策II-0に「必要に応じて」とあるが、生物多様性への影響を避けるためには適切な調査が必要のため、「必要に応じて」を「原則として」と修正すべき。	調査が必要な場合はP20「II. 設計段階」■事前調査」冒頭に記載のとおり「事業候補地及びその周辺の自然環境の現在の状態について情報が不足している場合等」を指しているため、原案通りとします。
28	P20 13行目に「調査(文献調査や複数の専門家への聞き取りを含む。)」とあるが、現地調査が含まれないならその記載をし、含まれているなら、調査を現地調査と修正すべき。	事前調査は現地調査を含むものと考えております。以下の下線部分の通り追記します。 「3.2影響の確認、対策の必要性の検討」において、国や地方公共団体の資料等から収集した情報や、市町村や都道府県、専門家等から聴取した情報からは、事業候補地及びその周辺の自然環境について現在の状態を十分に把握できなかった場合等には(例:情報が古い、ウェブマップのメッシュサイズが事業区域規模に比べて大きい等)、調査(現地調査のほか、文献調査や複数の専門家への聞き取りを含む。)を行うことを検討してください。」
29	設置前の計画段階より自然環境の把握が求められているが、その調査期間などが不明。状況によるが数年かけて調査すべき場合もあるため記載すべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、コラム「自然環境調査の概要と調査項目」の「1)調査計画の立案」の解説について、以下のとおり下線部分を追記します。なお、実施すべき調査の期間は、事業候補地及びその周辺の地域特性等によって異なると考えられるため、例示は控えます。 「調査計画の立案:事業区域及びその周辺の土地利用や地域特性を踏まえた調査項目や調査方法、調査期間、対象地域等の設定を行う。調査計画の立案に当たっては、地域の自然環境に詳しい専門家等から助言を得ることが望ましい。」
30	「本体工事だけでなく、作業道の造成や仮設工作物の設置など付帯工事についても、自然環境への影響を極力回避・低減する配置や構造で設計することが重要」とあるが、事前にそうしたことを確認する必要がある。作業道の造成はどのような場合に必要なのか、仮設工作物としてはどのようなものが必要かなどを例示すべき。	作業道については、工事用車両の通行のための道を意図していたことから、よりわかりやすくなるよう、表現を「工事用道路」に修正します。仮設工作物については、太陽光発電設備の規模や立地条件等によって異なると考えられることから原案通りとしますが、「III. 施工段階」の対策の具体例として「仮設ヤードの最小化」を記載しているのとおり、一例として仮設ヤードが挙げられます。
31	P24 対策II-1に示されている【事例】の本文中4～5行目に、「(前略)事業区域内に森林を確保することで可能な限り動植物の生息・生育環境の保全に努めている。」とあるが、紹介する上で注意すべき点がある。計画規模を縮小したうえで敷地内に一定の自然環境や緑地を残せば、計画当初から見ればノーネットロスやネットゲインを果たしているとしても、事業区域周辺の一定の地域や範囲で見ればネットロスとなっている可能性がある。事業者はその事をよく考慮し、計画規模縮小や、敷地内の自然環境や緑地の確保を検討する必要がある。そこで、注意書きとして「なお、生物への影響を軽減するには事業区域だけでなく、その周辺も含めた一帯として検討する必要がある」と記載すべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、以下のとおり修正や追記します。 ・「2.2.2 配慮すべき「周辺」地域の範囲」の記載を修正し太字・下線で強調します。 「これには隣接する重要な動植物の生息・生育地や貴重な生態系等だけでなく、より広域の地域も含まれる場合があります。」 → 「 <b>影響は隣接する重要な動植物の生息・生育地や貴重な生態系等だけでなく、より広域に及ぶこともあり、これら双方について配慮の検討が必要</b> です。」 ・「3.3.3 事業段階別の対策の検討」の記載に下線部分を追記します。 「本項では、前項「3.2影響の確認、対策の必要性の検討」の結果、 <b>事業区域やその候補地、又はそれら周辺の自然環境への影響を回避・低減するための対策の実施が必要な場合に、太陽光発電の事業段階(立地選定、設計、施工、運用・管理、撤去・処分)</b> に沿って検討すべき対策と具体的な取組の例を示しています。」
32	P27 対策II-3の具体的な取組の例の「II-⑨: 重要な動植物の移植・移設」について、環境影響の軽減には移設・移植が成功してからの着工が不可欠。解説の最後に「なお、着工は移設・移植の成功を確認してから行う必要がある。」と追記すべき。	原案通りとします。移設・移植の成功の確認には長期間を要することから、事業者を実施を求めることは困難と考えられます。事業者が実施可能な範囲の内容として、専門家からの助言を得た上での慎重な実施と、実施後のモニタリング、必要な場合は生育・生息環境維持の対策実施について記載しています。

III. 施工段階

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
33	施工段階での配慮として「(1)全ての事業で検討する対策」として挙げられている対策をすべての事業で必ず実施するよう、もっと強調すべき。環境基準のある大気、水質、騒音などでは基準との整合性があるかを検討できるが、動植物、生態系や自然はそうした基準がないため、特にこうした配慮が必要。	解説文に以下のとおり記載しており、ご意見を踏まえ、太字・下線で強調します。 「 <b>施工段階においても可能な限り自然環境に配慮した対策を講じてください。</b> 」
34	大規模太陽光発電設備の設置に伴う降雨時の災害リスク低減の観点から、排水計画および斜面安定評価について、流域単位での総合的水文評価を考慮する旨を明示すべき。水害リスクは流域全体の地形・土地利用・保水機能を踏まえて評価すべきこと、従来想定を超える降雨条件下での地盤不安定化リスク、地形変化や植生変化が浸透特性や斜面安定性に影響を及ぼすことが示されていることを踏まえ、手引きでは個別敷地の表面排水計算にとどまらず、「流域単位での水文条件の把握」「想定最大規模降雨に基づく斜面安定評価」を明確に位置付けるべき。	No1のとおり、本手引きは、環境影響評価法や環境影響評価条例の対象とならないより規模の小さい太陽光発電事業の実施に際して、発電事業者等による自主的な自然環境(動物・植物・生態系)配慮の取組の実践を促す目的で作成しているもののため、原案通りとします。
35	P29 対策(1)すべての事業で検討する対策の表で、具体例III-①自然環境に配慮した施工計画について、施行の内容に加え施行時期にも配慮が必要であることが明確になるよう、「具体例III-①自然環境に配慮した施工計画(施工時期設定を含む。)」とすべき。	ご意見の趣旨を踏まえて、解説文に以下のとおり下線部分を追記します。 III-①: 自然環境に配慮した施工計画 「事業区域及びその周辺の自然環境や、繁殖や越冬等の生物季節に配慮した施工計画を立て、実施する。生物季節への配慮に関しては、例えば、希少猛禽類の繁殖期は営巣地付近への人の立入りを控えること、サンショウウオ類・カエル類が産卵期から幼生期にかけて水域を必要とすることに配慮すること、 <b>工事による動植物の繁殖や越冬等への影響が懸念される場合に工事休止期間を設けること等</b> が挙げられる。」
36	太陽光発電システムの設置段階でも、対策が具体的になく詳細まで詰めるべき。施工業者が外部より動植物を持ち込むことで生態系が崩れる可能性がある。パネルメーカーも国内メーカー・国内生産に限定し、虫等の昆虫を防ぐことが必要。施工中の管理等も現状ではまったくされていないため危惧している。	「III. 施工段階」の「III-③: 外来種の侵入防止」に外来種の侵入防止策や、初期段階での発見・早期対応のための継続的なモニタリングについて記載しています。

IV. 運用・管理段階

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
37	モニタリングの具体例の内容に、水質汚濁の確認を追記すべき。 運用・管理段階における、自然環境を維持していくための対策事項として、本文では施設内の緑被状況のモニタリングが例示されている。緑被管理は重要ではあるが、運用段階で自然環境に起き得るそのほかの影響には、水質汚濁も想定される。緑被対策が十分でない場合の帰結として、表土流出により発生するか、設計上の調整池が十分機能しないことによる発生も想定される。	ご意見を踏まえて、「IV-②:自然環境のモニタリングの実施」の解説を以下の通り修正し、モニタリングの対象となる自然環境として水面(水域)が含まれる旨を明示しました。 「事業区域内の緑地や水面等の自然環境についてモニタリングを実施し、その状態を把握するとともに、自然環境に配慮して講じた対策の効果を確認する。特に、ビオトープの造成や動植物の移植・移設等の代償措置を講じた場合には、定期的にモニタリングを行う必要がある。」
38	事後モニタリングと情報公開を義務化すべき。 手引きのIV-②では「自然環境のモニタリングの実施」が対策として挙げられているものの、実施期間・頻度・公開方法についての具体的指針は存在せず、モニタリング結果の公表は「奨励」にとどまっている。工事前の予測評価のみで施工後の検証がなければ、環境配慮は形骸化しかねない。モニタリングの実施要件と結果公表を義務化し、予測と実態の差異を継続的な改善につなげる仕組みを設けることを求める。	No1のとおり、本手引きは、法や環境影響評価条例の対象にならないより規模の小さい太陽光発電施設の設置に際して、発電事業者等の自主的な自然環境配慮の取組を促すものです。
39	太陽光発電設備の運用・管理段階において、降雨時の地盤挙動および排水機能を継続的に確認するモニタリング体制の整備を明示すべき。 水害リスクは流域全体の地形・土地利用・保水機能を踏まえて評価すべきこと、従来想定を超える降雨条件下での地盤不安定化リスク、地形変化や植生変化が浸透特性や斜面安定性に影響を及ぼすことが示されていることを踏まえ、手引きでは「豪雨後の斜面点検と排水施設の機能確認」「地盤変位や地下水位の定期観測」「ICT等を活用した遠隔監視体制の整備」を位置づけるべき。	No1のとおり、本手引きは、環境影響評価法や環境影響評価条例の対象とならないより規模の小さい太陽光発電事業の実施に際して、発電事業者等による自主的な自然環境(動物・植物・生態系)配慮の取組の実践を促す目的で作成しているもののため、原案通りとします。
40	本手引きはガイドラインの「動物・植物・生態系」項目の補遺とされているが、P3の図では施工・運用管理・撤去処分まで対象に見えるにもかかわらず、特に運用・管理や撤去・処分の内容が少ない。アセス未満の規模で法的拘束力がない点は理解するが、モニタリング調査の頻度(例:○年ごと)、現状復旧の考え方、撤去時の具体的な留意点など、より具体的な記載を盛り込むべき。	原案通りとします。モニタリング調査は頻度の他、範囲や地点、期間等は事業区域の地域特性や事業規模、配慮対象とする動植物種等によって異なると思われるため、例示することは控えます。なお、p32「IV.運用・管理段階」の解説文には以下のとおり適切な運用・管理計画の検討・作成について記載しています。また、原状回復とは、開発前の状態に戻すことを意味しています。撤去時の対策としては「III. 施工段階」に示す内容を参考にしよう記載しています。 「自然環境に配慮した管理手法の採用や定期的な自然環境モニタリングの実施等を含む適切な運用・管理計画を検討・作成し、地域団体等とも連携して取組の継続性を確保することが重要です。」

V. 撤去・処分段階

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
41	太陽光発電システム撤去後の現状回復について、対策が具体的になく詳細まで詰めるべき。生態系の回復には綿密な計画・調査・メンテナンスが必要であり、単に設備を撤去して植栽するだけでは不十分。事業者には、生態系に関する毎年の報告・情報開示、撤去費用の積立、事業売却時の責任継承の通知共有などが必要。生態系に負荷を与える事業である以上、その重みを感じられるよう罰則を含めて再度検討すべき。	No1のとおり、本手引きは、法や環境影響評価条例の対象にならないより規模の小さい太陽光発電施設の設置に際して、発電事業者等の自主的な自然環境配慮の取組を促すものです。なお、原状回復を行う際には「III. 施工段階」時の対策を参考にしよう記載しています。
42	太陽光パネルは寿命が比較的に短いので、撤去・処分段階での原状回復が特に重要。パネルやパワーコンディショナーの撤去後には植生回復を行い、緑化には地域に適した在来種を使うべきという点は妥当。また、手引きの実効性を高めるために、太陽光発電設備の一般的な寿命や、通常どのタイミングで事業終了となるのかといった情報を明記すべき。	太陽光パネルの寿命や事業終了のタイミングについては一般化が難しく、原案通りとします。

4. 自然環境の保全と両立した取組の進め方

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
43	P39 事例紹介の内容説明に「その場所を利用する動植物にも配慮することが前提となります。」とあるが、動植物への配慮が少ないまま進められる事業が少なくないことから、この部分を太字とし、かつ「その場所を利用する動植物にも配慮することが必須となります。」とすべき。	ご意見を踏まえ、以下のとおり下線部分を修正します。なお、動植物をはじめとする自然環境への影響を回避・低減するための対策等については、取組事例を交えつつ、第3章全体で解説しているところです。 「(前略)その場所を利用する動植物にも配慮することが <b>前提</b> となります。」 → 「(前略)その場所を利用する動植物にも配慮することが <b>必要</b> です。」
44	欧米の取組事例が非常に分かり易く参考になる。日本ではこうした自然環境の保全と両立した取組はまだないのか。	自然環境に配慮した国内事例はコラム「太陽光発電事業の実施を通じた里地里山環境の維持・保全への貢献」や参考資料の「1.国内の事例」で紹介しています。本手引きにおけるこのような国内外の事例紹介を通して、日本において自然環境の保全と両立した取組が進むことを期待しています。

参考資料

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
45	P41 コウノトリ太陽光発電所のコウノトリへの影響が少ない理由として、衝突しない場所を事前相談の上で決定したことに加え、設備が5基で水田地帯の面積と比較して占有面積が小さいことが挙げられる。そこで、「設置は一帯に生息する動植物の生態に合わせて影響がない設置基数、設置位置等を検討することが重要である。」ことを追記すべき。	ご意見の趣旨を踏まえて、以下のとおり下線部分を修正します。 「 <u>発電設備設置前に豊岡市の担当課と事前に調整し、コウノトリが設備に衝突するリスクが小さいと想定されることについて確認がとられた。</u> 」 ↓ 「 <u>発電設備の基数や位置を含む計画内容を豊岡市の担当課と事前に調整し、コウノトリが発電設備に衝突するリスクが小さいと想定されることについて確認がとられた。</u> 」

チェックシート		チェックシート	
No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	
46	企業等の需要家が自然配慮型の太陽光発電を選択できるように、チェックリストの結果等の公表することを推奨するような内容の追記すべき。 企業等の需要家はネットゼロ目標とネイチャーポジティブの達成のために、自然と共生した再エネをこれまで以上に求めているが、昨今の太陽光発電による自然破壊等の事例を受けて調達に慎重になっている。安心して自然と共生した再エネを選択・購入ができるようにするには、発電事業者や小売事業者による環境配慮の取組の公表が重要となる。 チェックリストを踏まえて実施された内容を、発電事業者や小売事業者が公表することで、需要家側の信頼を高め、ひいては市場全体において自然共生再エネの価値を向上することにもつながる。	ご意見の趣旨を踏まえて、第3章冒頭の記載について、以下のとおり下線部分を修正します。  「別紙のチェックシートでは、この章に記載している自然環境への配慮に関するチェック事項や対策の一覧、検討と対策の手順(フロー図)をまとめていますので、併せてご利用ください。」 → 「別紙のチェックシートでは、この章に記載している自然環境への配慮に関するチェック事項や対策の一覧、検討と対策の手順(フロー図)をまとめています。記入欄を埋めた上で、太陽光発電設備の設置に向けて地域関係者と調整する際や、自然環境に配慮した取組について投融資者や電力の需要家に報告する際などに広くご利用ください。記入済みのチェックシートは、事業の透明性を確保する観点から公表することが奨励されます。」  また、チェックシートの備考に以下のとおり追記します。  「本チェックシートは、太陽光発電設備の設置に向けて地域関係者と調整する際や、自然環境に配慮した取組について投融資者や電力の需要家に報告する際などに広く利用できるものである。また、発電設備を更新する(リプレース)際にも活用できる。記入済みのチェックシートは、事業の透明性を確保する観点から公表することが奨励される。」	
47	事業者によるセルフチェック方式では、専門知識の不足やバイアスにより、生態系への影響が正しく評価されない恐れがある。特に「動物・植物・生態系」に関する項目は、専門家によるダブルチェックや、現地写真・専門家の見解書といった客観的根拠の添付を必須とすべきである。形式的な作業作業に留まらない、実効性ある評価基準の運用を求める。	No1のとおりの本手引きは、環境影響評価法や環境影響評価条例の対象とならないより規模の小さい太陽光発電事業の実施に際して、発電事業者等による自主的な自然環境配慮の取組の実践を促す目的で作成しているものです。なお、客観的根拠については、本文中に以下のとおり記載し、地域住民等へ説明できるよう保管を促しています。  「②のチェック事項に該当するか否かを判断した根拠資料は、地方公共団体や地域住民等に説明できるよう、取りまとめて保管しておく必要がある。」	
48	事業者が手引きに基づいて行った環境配慮の内容や結果を、自治体だけでなく地域住民にも閲覧可能な形で公開することを義務化すべき。情報公開により外部の目が入ることで、事業者の読み飛ばしや不適切なチェックを防ぐ抑止力となり、手引きの実効性が高まると考える。	また、ご意見の趣旨を踏まえて、結果等の公表が推奨されることについては、No46のとおりのチェックシートの備考に以下のとおり追記します。  「本チェックシートは、太陽光発電設備の設置に向けて地域関係者と調整する際や、自然環境に配慮した取組について投融資者や電力の需要家に報告する際などに広く利用できるものである。また、発電設備を更新する(リプレース)際にも活用できる。記入済みのチェックシートは、事業の透明性を確保する観点から公表することが奨励される。」	
49	チェックシートの実効性を強化すべき。チェックシートは事業者による自己記入にとどまり、提出先・確認者・開示の仕組みが明示されていない。記録の保管義務は備考に記されているものの、第三者による確認や公開を担保する制度がなければ、チェックシートは形式的なものになりかねない。提出・確認・公開の手続を明確に定めることを求める。		
50	概ね50kw以上の太陽光発電設備を対象とされているが大きすぎる。10kw程度でも生態系に影響を及ぼす。	表中に【一定規模以上】と記載している対策以外については、50kW未満の規模の太陽光発電設備も対象としています。 本手引き「2.2.4 事業規模により実施可能な取組は異なる」にも記載のとおりの事業規模によって実施できる自然環境への配慮のための取組は異なり、例えば、事業規模が小さい場合には事業区域の一部に保全エリアを設ける等の対応は困難と考えられます。この点を踏まえて検討すべき対策やその具体例を選定しています。	
51	②の表 チェック事項2-1について、ガイドライン本体を見なくても参照先がわかるよう、「例:EADAS、生物多様性見える化システムなど」を追記すべき。	ご意見を踏まえて、チェックシートの備考に以下のとおり追記します。  「②のチェック事項に該当するか否かを判断した根拠資料は、地方公共団体や地域住民等に説明できるよう、取りまとめて保管しておく必要がある。判断においては、環境アセスメントデータベース(EADAS)や生物多様性「見える化」マップ、地方公共団体等による公開データ等が活用できる。」  また、フロー図の「② 影響の確認、対策の必要性の検討」の「2-1」の下に「資料例」として、環境アセスメントデータベース(EADAS)、生物多様性「見える化」マップ、地方公共団体等による公開データについて、本手引きでの掲載ページ数とともに追記します。	
52	②の表 チェック事項2-2について、「地域の自然環境の状況に詳しい専門家」を太字にし、「情報提供があった」を積極的に情報収集が必要なことから、「情報提供を求めた」とすべき。	No14と同様、ご意見を踏まえ、以下のとおり下線部分を修正します。  「(前略)地域の自然環境の状況に詳しい専門家等から、事業区域の候補地及びその周辺における重要な動植物の生息・生育地や貴重な生態系等に関する情報の提供があった。」 → 「(前略)地域の自然環境の状況に詳しい専門家等に、事業区域の候補地及びその周辺における重要な動植物の生息・生育地や貴重な生態系等に関する情報を求め、関連情報の提供を受けた。」	
53	③のIの表 対策に、「I-1 地域の自然環境に詳しい複数の専門家への相談」をチェック項目に加えるべき。	「④ 事業段階別の対策の検討」に、「I 立地選定段階」～「V 撤去・処分段階」までの全体にかかるものとして、以下のとおり記載しているため、原案通りとします。  「地域の自然環境に詳しい複数の専門家に相談の上で、適切な対策を講じます。」	
54	③のIIの表 対策のII-0について、「必要に応じて」を「原則として」とすべき。	No27と同様、原案通りとします。調査が必要な場合はP20「II 設計段階」「■事前調査」冒頭に記載のとおりの事業候補地及びその周辺の自然環境の現在の状態について情報が不足している場合等」を指しています。	

フロー図

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
55	②2-2)について、情報提供を事業者自ら求めるよう、「(前略)情報提供があった。」を「(前略)情報提供を求めた。」とすべき。	No14及び52と同様、ご意見を踏まえ、以下のとおり下線部分を修正します。 「(前略)地域の自然環境の状況に詳しい専門家等から、事業区域の候補地及びその周辺における重要な動植物の生息・生育地や貴重な生態系等に関する情報の提供があった。」 → 「(前略)地域の自然環境の状況に詳しい専門家等に、事業区域の候補地及びその周辺における重要な動植物の生息・生育地や貴重な生態系等に関する情報を求め、関連情報の提供を受けた。」
56	③II-0事前調査について、必要に応じて「原則として」とすべき。併せて、(備考)の③II-0の項目の「(前略)情報が不足している場合等に調査を検討する。」を「(前略)原則として調査を検討する。」とすべき。	No27及び54と同様、原案通りとします。調査が必要な場合とは、本手引きP20「II. 設計段階」 「■事前調査」冒頭に記載のとおり「事業候補地及びその周辺の自然環境の現在の状態について情報が不足している場合等」を指しています。
57	P30-31 ③III-1の具体例の・III-①の施工計画について、施工方法に加え時期への配慮が必要であることが明確になるよう、「III-①: 自然環境に配慮した施工計画(施工時期を含む)」とすべき。	項目名は対策内容と統一しているため、原案通りとします。なお、No35のとおり本手引きの解説文には以下のとおり下線部分を追記します。 III-①: 自然環境に配慮した施工計画 「事業区域及びその周辺の自然環境や、繁殖や越冬等の生物季節に配慮した施工計画を立て、実施する。生物季節への配慮に関しては、例えば、希少猛禽類の繁殖期は営巣地付近への人の立入りを控えること、サンショウウオ類・カエル類が産卵期から幼生期にかけて水域を必要とすることに配慮すること、工事による動植物の繁殖や越冬等への影響が懸念される場合に工事休止期間を設けること等が挙げられる。」
58	P27 II-3の具体例の・II-⑨について、「重要な動植物の移植・移設」を行っただけで済まされないよう、「重要な動植物の移植・移設と定着の確認」とすべき。	項目名は対策内容と統一しているため、原案通りとします。なお、本手引きP27「II-⑨: 重要な動植物の移植・移設」の解説文中には以下のとおり記載しております。 「移植・移設後の生育・生息状態をモニタリングし、必要な場合は良好な生育・生息環境を維持するための対策を検討する。」

そのほか

周知

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
59	本手引きにより自然と共生する太陽光発電所が増え、自然環境をめぐる地域紛争も減少すると期待される。手引きが公表された際には、事業者だけでなく国民全体が内容を理解できるよう、広く周知する機会を作してほしい。	ご意見は今後の普及啓発の参考とさせていただきます。

法的整備

規制強化

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
60	太陽光発電はCO <sub>2</sub> 削減に寄与する一方、設置場所の選定には慎重な配慮が求められており、本手引きなどに基づいた持続可能な開発が重要であり、十分に機能することを期待している。森林伐採による生態系破壊、景観悪化の解決策として、環境影響評価(環境アセスメント)の徹底、営農型太陽光発電の活用、景観に配慮したパネル配置などで適正に対処すべき。大規模開発による森林破壊や生態系への影響を鑑み、必要であれば、法規制の強化も含めて施策を展開すべき。	No1のとおり、本手引きは、環境影響評価法や環境影響評価条例の対象とならないより規模の小さい太陽光発電事業の実施に際して、発電事業者等による自主的な自然環境配慮の取組の実践を促す目的で作成しているものです。 なお、対策パッケージには「環境影響評価法・電気事業法に基づく環境影響評価の対象の見直し及び実効性強化」や「森林法に基づく林地開発許可制度の規律強化」、「景観法の活用促進」、「望ましい営農型太陽光の明確化・不適切な取組への厳格な対応」、「屋根設置等の地域共生が図られた導入支援への重点化」、「関係法令の適切な運用等」等の施策が含まれています。
61	太陽光発電の適地が国内で減少してきており、山地や森林での大規模な「メガソーラー」建設により、保水力低下や土砂崩れリスクが増大、地域住民との景観に関するトラブルが増加している。解決策として自治体による独自の環境影響評価(アセスメント)条例の制定や、森林法に基づく開発許可基準の厳格化が必要。また、適正な場所への誘導策として、森林ではなく、耕作放棄地などを活用する農業と発電を両立させる営農型太陽光発電(ソーラーシェアリング)の推進施策を展開すべき。	
62	絶滅危惧種や重要な森林を破壊する行為は以ての外で、平気で違反して森林破壊を進める業者に対して、罰則を設けるべき。例えば、自然環境保全法を強化し、犯人逮捕、懲役や罰金刑以外に、今後二度と同事業に関われないなど、特定業者の度重なる違反を防ぐ必要がある。さらに、現在の方法では、廃棄時期に対象業者が撤去能力を持たない可能性もあり、廃棄や原状回復のための費用を設置時点で業者に負担させるべき。また、破損によるマイクロプラスチック拡散の危険性から、素材に於いて有識者の意見を基に規定を設け、行政が第3の目として定期的な点検を実施し、その経費も継続して行政が業者に請求すべき。	
63	森林伐採を伴う開発を原則禁止すべき。環境のために設置される太陽光パネルが自然環境を破壊して設置されるのは本末転倒。設置場所は原則、大型廃墟跡等すでに開発されている土地に限定すべき。	
64	山の斜面等への設置を禁止すべき。山の斜面への設置は、地盤を弱くし、土石流などの災害リスクを高める。本手引きでは土砂災害時、太陽光パネルと土砂の流出による人的または物的な被害が出た場合の賠償責任と責任の所在が明記されていない。住民の生命・財産(憲法29条)を守るため、ハザードマップ内への設置禁止を求める。	
65	雪国への設置を制限すべき。雪深い東北地方や北海道などの雪国に設置しても一年の半分は発電出来ない状態になっている。設置の目的を完全に見失っているばかりか設備の早期劣化も懸念される。	
66	山林火災のおそれ、CO <sub>2</sub> 吸収量の減少、大型動物への影響から、山間部に作るのには無理がある。民間や公共の建物の屋根、カーポートなどへの太陽光パネルへの設置へと切り替えるべき。	

67	森林法や盛り土規制法等の個別法を潜り抜ける形での開発が常態化している。本手引きにおいて、地域住民の「不同意」が設置を阻止する法的拘束力を持つ設計になっているか、法体系としての実効性の根拠を提示すべき。
68	森林破壊を伴うメガソーラー建設は、憲法が保障する環境権および生存権(第25条)の基盤である自然資本を損なうもの。「脱炭素」という手段が「生命維持」という上位目的を侵害している現状の矛盾をどのように解消し、上位規範との整合性を確保するのか、その判断基準を明確にすべき。
69	土砂災害リスクが高い地域への設置許可は、憲法第13条(幸福追求権の尊重)および公共の福祉による制限を超えた財産権(第29条)の侵害にあたる。災害発生時の行政側の不作為責任を含めた、憲法との非矛盾性を整理することを求める。
70	再生可能エネルギー普及の推進が地域社会や自然環境への負担を強いるものであってはならない。野生動物の生息地を奪う大規模開発は原則として認めるべきではない。また、地元住民の反対意見が一つでも存在する場合、事業を一旦停止し、再検証を義務付ける制度設計を求める。さらに積雪地域では設置前に長期的発電実績シミュレーションと撤去費用担保を義務化すべき。
71	賦課金制度(FIT/FIP)を通じた公金の投入が、結果として環境破壊を助長している現状に対し、どのような政治的統制および監査を行っているのか。利権構造の排除と公金執行の正当性を担保する監視体制を明示することを求める。
72	自然環境への配慮や地域住民の意見を無視して乱開発を行う悪質業者には、開発許可の取り消しや将来的な許可停止といった罰則を科し、取り締まるなどの対策が不可欠。

適切な廃棄・リサイクルの確保

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
73	台風などの災害時、維持管理がされていないソーラーパネルは二次災害の原因となるため、点検・修理を義務化づけるべき。事業終了後にパネルが放置されないよう、終了後の廃棄義務や廃棄費用の事前供託など「出口戦略」の法制化を本手引きに盛り込むべき。	No1のとおり、本手引きは、環境影響評価法や環境影響評価条例の対象とならないより規模の小さい太陽光発電事業の実施に際して、発電事業者等による自主的な自然環境配慮の取組の実践を促す目的で作成しているものです。 なお、対策パッケージには「太陽光パネルの適切な廃棄・リサイクルの確保」等の施策が含まれています。
74	現在、省エネルギーやグリーンエネルギーの政策が進められていること自体は有意義だが、地球を汚さないという視点が不十分。とくに、ライフサイクル(製造から廃棄までの全過程)の考え方が政策や法整備に十分反映されていないことを懸念している。どんなものにも寿命があり、廃棄物をどう守り、再利用・再生するかが地球環境保護の核心であるため、その観点を重視した法整備を強化してほしい。	
75	事業終了や設備更新時に不法投棄が発生する可能性があるため、悪質業者への厳しい処罰と取り締まりが必要。また、撤去・処分・リサイクルにかかる費用を、設置や使用の段階であらかじめ料金に含めておく仕組みを導入すべき。	
76	ナラ枯れ等の山林荒廃を放置し、一方で山尾根を削る開発を容認する行政の「長期的不作為」と「失策隠蔽」の構造をどのように修正するのか。破損したパネルなど事後の維持管理(廃棄費用供託等)を含めたライフサイクル全体のリスク管理体制を明確にすべき。	